

一般社団法人 日本専門看護師協議会 代表理事選定に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本専門看護師協議会定款第5章役員第22条の規定に基づく、代表理事の選定に関し必要な事項を定めるものである。

(理事会の開催)

第2条 理事は、社員（評議員）総会後に理事会を開催する。

(代表理事の選定)

第3条 理事の中から、代表理事を互選する。

(副代表理事の選定)

第4条 理事の中から、副代表理事を互選する。

(選定規程の変更)

第5条 この選定規程は、理事会の議を経、社員（評議員）総会の承認を得なければ変更することができない。

(附則) この選定規程は、平成30年9月19日から施行する。